



シスコウェブエックスサービス利用に関する追加特別約款

重要—注意深くお読みください：契約者によるシスコウェブエックスサービスの利用は、本シスコウェブエックスサービス利用に関する追加特別約款（以下、「シスコウェブエックス諸特約」という）を契約者が遵守し、同特約に拘束されることに契約者が同意されることを前提条件とします。

本シスコウェブエックス諸特約に合意されない場合は、シスコウェブエックスサービスを利用にならないでください。契約者は、これらの諸特約を印刷あるいはダウンロードされ、また、時々、予告なく発生するシスコウェブエックス諸特約の変更の告知を適時に確認できるように本ウェブサイト定期的に訪問していただきます。

シスコウェブエックスサービスの利用（下記に定義、試用を含む）をもって、契約者は、下記のシスコウェブエックス諸特約に同意します。本シスコウェブエックス諸特約で定義されておらずプレミアコンファレンシング株式会社（以下「当社」という）のサービス契約約款（以下「約款」という）で定義されている太字の用語は、本ウェブサイト上にある当社の約款と同じ意味を持つものとします。

1. サービス

- (a) シスコウェブエックス諸特約は、<http://jp.pgi.com/terms-of-service/>に記載の当社の約款に追加するものです。
- (b) 当社が他に規定しない限り、シスコウェブエックスサービスは、ネームドホスト、コンカレントシート、コミットミニッツ、あるいは、*Meeting Center アクティブホスト（*現在日本では提供されておられません。）を契約の契約者に、提供されます。

2. 契約期間・更新

- (a) シスコウェブエックスサービスは、開始日から開始し、サービス提供契約書（以下「契約書」という）に規定の12ヶ月間（以下、初期期間）運用します。その後、シスコウェブエックスサービスは、継続更新期間（以下、更新期間）について自動更新され、契約者には全期間分の料金の支払義務が発生します。
- (b) 契約者は、初期期間あるいは該当する更新期間の終了の60日以上前に書面で当社に通知することにより、シスコウェブエックスサービスを解約できます。解約は初期期間あるいは該当する更新期間の終了時点をもって発効します。

3. 請求条件

- (a) シスコウェブエックスサービス（マイクロサイトを含む）の月額料金は、月次同額の分割前払いの請求になります。



シスコウェブエックスサービス利用に関する追加特別約款

- (b) 契約者は、契約書の有効期限あるいは解約日にかかわらず、シスコウェブエックスサービス（マイクロサイトを含む）の全期間の料金の支払義務があります。

4. ネームドホストのライセンス

- (a) 会議は必ずネームドホストが主催しなければならず、会議参加者数が契約書に規定の契約者の加入レベルに沿った最大参加者数を超えることはできません。
- (b) 最大会議参加者数は、会議に参加するネームドホストの数に関わらず、主催する一つの会議に参加することができる、加入契約に規定の最大人数です。
- (c) ネームドホストが作成あるいは主催した会議への参加者数が適用される加入レベルを上回る場合、契約者には、契約書に規定の料率あるいは、契約書に料率の規定がない場合、標準料金での超過料金の支払義務が発生します。
- (d) ネームドホストのアカウントは、一個人に割り当てられ、ネームドホストが割り当てられた個人以外が共有したり、使用したりすることはできません。ユーザ毎に別のネームドホストのライセンスを購入する必要があります。ネームドホストの識別は一般的なものではなく一個人を固有に特定するものでなければなりません。
- (e) 契約者は、「ホスト管理」リスト（以下、リスト）上で、ネームドホストのアカウントを割り当てられたユーザを特定することができます。契約者はリストを常に完全で最新のものに保つ責任があります。
- (f) ネームドホストのライセンスには、一人のユーザ／従業員のみを割り当てられます。
- (g) ネームドホストのライセンスは複数のユーザ間で共有することはできず、ユーザ毎に別のネームドホストのライセンスを購入しなければなりません。
- (h) ネームドホストのアカウントは下記のいずれかが発生しないかぎり、他のユーザに譲渡できません：
 - (i) 当該ユーザの雇用関係その他の契約者との関係の終了、あるいは、
 - (ii) 当社の事前の書面による承認。
- (i) ユーザ／従業員が契約者との関係性を失った時、契約者は、不正利用を防止するため、ネームドホストのアカウントを即時に無効にすることとします。
- (j) 契約者には、ネームドホストのライセンスの利用を常に監視・維持し、シスコウェブエックスサービスが、本特約及び契約書の諸条件に従って利用されることを確保する責任があります。契約者は、ネームドホストのライセンスの使用かつまたは誤使用の結果発生した損失・損害の賠償責任から当社を免責します。
- (k) 会議の収録は、1ギガバイトの保存容量を限度としてサービスに含まれます。1ギガバイトを超える保存容量については、追加料金が係り、同料金は後払いで月次請求となります。



シスコウェブエックスサービス利用に関する追加特別約款

- (l) 追加的なカスタマイズには追加料金が発生し、同料金は別途見積りとなります。

5. コンカレントシート

- (a) 1シートは出席者（ホスト、参加者、あるいは発表者）一人を表します。
- (b) コンカレントシートは標準料金で毎月無制限に利用できます。契約書に記載のコンカレントシートの総数を超える出席者総数に至った時点で、**超過分**となります。**超過分**は、超過出席者数と会議参加総分数の積を15分単位で課金します。
- (c) 設定手数料には契約者ブランドのサイト、ホスティング、サポート、トレーニングが含まれます。
- (d) 会議の収録は、1ギガバイトの保存容量を限度としてサービスに含まれます。1ギガバイトを超える保存容量については、追加料金が発生し、同料金は後払いの月次請求となります。
- (e) 追加的なカスタマイズには追加料金が発生し、同料金は別途見積りとなります。

6. コミットミニッツ

- (a) 設定手数料には契約者ブランドのサイト、ホスティング、サポート、トレーニングが含まれます。
- (b) 会議の収録は、1ギガバイトの保存容量を限度としてサービスに含まれます。1ギガバイトを超える保存容量については、追加料金が発生し、同料金は後払いの月次請求となります。
- (c) 追加的なカスタマイズには追加料金が発生し、同料金は別途見積りとなります。
- (d) コミットミニッツを基本としてシスコウェブエックスサービスを提供する場合、**契約者**には：
 - (i) コミットミニッツ分、あるいは、
 - (ii) **契約者**の利用がコミットミニッツを上回る場合、当社が記録した合計分数分、のいずれか高い方の料金を支払っていただきます。これは、**契約書**の有効期限あるいは解約日にかかわらず適用されます。
- (e) コミットミニッツは、月ごとに、あるいは**契約書**に規定の期間ごとに、算出します。
- (f) 月当たりのコミットミニッツの未使用分は、**契約者**へのクレジット供与あるいは返金なく、消滅します。
- (g) **契約者**の利用分数がコミットミニッツを超えた場合、**超過分**はコミットミニッツと同じ料率で**契約者**に課金されます。



シスコウェブエックスサービス利用に関する追加特別約款

- (h) 契約書の期間中、契約者と当社が相互に合意する場合、いつでも、コミットミニッツを増加できます。
- (i) 契約者に支払っていただく超過料金は、利用分数に基づき毎月後払い請求します。

7. 知的所有権

- (a) 当社かつまたはそのサプライヤ各社が、シスコウェブエックスサービスの契約者、閲覧者、加入者により、あるいは彼らのために、作成、工夫、あるいは実践された何らかの提案、考案、意見、改良、勧告その他の情報に関する、すべての関連の知的所有権を含むすべての権利、所有権、権益の所有者となります。
- (b) 前項に関わらず、本シスコウェブエックス諸特約の条項のいずれも、契約者、当社あるいはそのサプライヤ各社が保有する知的所有権に関する権利や権益を発生させる、あるいは譲渡させるものではありません。

8. 保証に関する免責；賠償責任の制限

本文書の他の条項あるいは当事者間の他の合意に関わらず、

- (a) シスコウェブエックスサービスは、「現状の」「現在可用な」状態を基本として提供し、市場投入可能性あるいは特定の目的への適合性の黙示的保証を含みこれに限定されない明示的あるいは黙示的な何らかの説明、保証、誓約等は、ここに、法的に許可される最大限度まで、明確に否認します。
- (b) 当社が書面で合意した場合を除き、シスコウェブエックスサービスの提供にはいかなるサービスレベルも適用されません。
- (c) 当社もそのサプライヤ各社も、間接的、付加的な、特殊な、あるいは懲罰的損害賠償に関し、あるいは、逸失データ、通信中断、逸失収入、逸失利益、逸失技術、権利の逸失に関し、あるいは代替サービスその他の代替手段または解決手段の購入費用に関し、その原因の如何を問わず、たとえ当社かつまたはそのサプライヤ各社がこれらの損害の可能性について通告されていた場合でも、その賠償責任から免責されます。
- (d) いかなる事情でも、シスコウェブエックスサービスの契約内か合法的か違法かを問わない提供あるいは不提供に起因、関連、あるいは何らかの形で関係する当社とそのサプライヤ全社合計の損害賠償総額は、契約者が賠償請求を最初に提起した時点から遡って一ヶ月間に契約者が当社に実際に支払った手数料額を超えることはありません。
- (e) シスコウェブエックスサービスに関して契約者に損害賠償をする当社の責任範囲は、シスコウェブエックスサービスに関して当社のサプライヤ各社が当社に損害賠償を負う範囲と条件と同一の範囲と条件までに限定されます。



シスコウェブエックスサービス利用に関する追加特別約款

9. MEETING CENTER アクティブ・ホストの説明と条件

9.1 従業員

シスコウェブエックスサービスの提供開始前、及び、シスコウェブエックスサービスの開始日の応答日 30 日以上前に、**契約者**から当社に以下の項目を記載した文書をご提出いただきます：

- (a) 従業員総数、及び、
- (b) 契約者社内の権限者のご署名。

9.2 平均アクティブ・ホスト数

その時点で有効な初期期間あるいは更新期間の終了前に、当社はその直前 3 ヶ月間（例えば 9、10、11 ヶ月目）のアクティブ・ホスト数の平均値を算出し、それを「**平均アクティブ・ホスト数**」とします。

9.3 初期期間の加入数量の算出

- (a) **新規契約者**：お客様が現在当社の契約者でない場合、「**加入数量**」は以下のいずれかの多い方です：
 - (i) 従業員総数の15%
 - (ii) アクティブ・ホストのアカウント数100
- (b) **既存契約者**：お客様が既に当社の契約者である場合、「**加入数量**」は以下のいずれかの多い方です：
 - (i) 従業員総数の15%
 - (ii) アクティブ・ホストのアカウント数100、または、
 - (iii) 既存の全加入契約から9.2項に規定するとおりに算出された**平均アクティブ・ホスト数**

9.4 すべての更新期間のための加入数量の算出

その時点で有効な期間の終了前に、当社は前述の通り、**加入数量**を算出します。**契約者**は、**加入数量**の変更が、その算出の直後から事前通知なく発生することを理解され合意されます。当社は、（変更があった場合）、次の請求期間の請求時点で同変更を**契約者**に通知します。

9.5 利用料金の算出

- (a) **契約者**に毎月支払っていただく**月額料金**は、下記の数式で算出します：

$$\text{月額料金} = \text{加入数量} \times \text{アクティブ・ホスト当たり月額料金}$$

- (b) **月額料金**は各更新期間の初め、及び、**特別事由**の後には再設定されます。



シスコウェブエックスサービス利用に関する追加特別約款

9.6 特別事由

- (a) 初期期間あるいは更新期間中に、従業員数の 20 パーセント以上の変動に至る合併、買収、売却、一時解雇など何らかの特殊な事象（以下、**特別事由**）が発生した場合、**契約者**は、同事象の発生から 30 日以内に同変動を当社に報告するものとし、**加入数量**は、**特別事由**の後に**契約者**が雇用する**従業員数**に従って再設定されます。
- (b) **月額料金**は、9.5 項に規定の数式によって算出します。

10. 監査

- (a) 当社は、**契約者**に合理的な通知期間をもって書面で通知した場合に、**契約者**が上記要件に適合していることを確認するために、通常営業時間内に**契約者**の（リストを含み同に限定されない）記録を監査する権利を保有します。
- (b) **契約者**がシスコウェブエックスサービスを誤使用しているという所見を得ない限り、当社は監査に係る合理的費用を負担します。誤使用とは以下の場合を含みます。**契約者**が：
 - (i) 許容される**会議**参加者数を上回った場合、
 - (ii) 複数の**従業員**の間で**ネームドホスト**のアカウントを共有した場合、
 - (iii) ホストに複数の**会議**を同時に開催させ、最大参加者数を超える人数を参加させている場合、
 - (iv) **従業員**でない人に**ネームドホスト**のアカウントを提供している場合、あるいは、
 - (v) **従業員**総数を虚偽申告した場合。

11. 定義

契約書に規定の条項に加え、本**特約**では、下記の用語を下記の意味で使用しています：

- (a) 「**アクティブ・ホスト**」は、シスコウェブエックスサービスを利用して、月に 1 回以上の**会議**をホストする「**ネームドホスト**」です。
- (b) 「**コミットミニッツ**」は、**契約者**が**契約書**に規定の期間中利用すると合意される最低分数です。
- (c) 「**コンカレントシート**」は、一人の個人を**会議**に招待できるライセンスです。
- (d) 「**従業員**」は、**契約者**の子会社や関連会社を含む**契約者**のフルタイムあるいはパートタイムの社員です。（但し、**契約者**の親会社がある場合、親会社の社員は含みません。）
- (e) 「**最大会議参加者数**」は、シスコウェブエックス**会議**に参加できる最大人数（主催者、参加者、発表者を含む）です。



シスコウェブエックスサービス利用に関する追加特別約款

- (f) 「マイクロサイト」は、シスコウェブエックスサービスを契約者が運営し会議を主催できる契約者専用ウェブサイトです。
- (g) 「ネームドホスト」は、特定の記名ユーザに割り当てられ他のユーザと共有できないユーザ・アカウントです。
- (h) 「**超過分**」は、合意されたレベルを上回る利用分です。
- (i) 「**加入数量**」は加入契約に含まれるユーザ数です。

